

(目的)

第1条 この条例は、重要文化財小林家住宅及び付属する施設の設置、適正な保存及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 重要文化財小林家住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 重要文化財小林家住宅

位置 東京都西多摩郡檜原村4994番地

2 重要文化財小林家住宅に付属する施設の名称及び位置については、規則に定める。

(管理)

第3条 重要文化財小林家住宅及び付属する施設(以下「小林家住宅等」という。)は、檜原村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、保存管理する。

(事業)

第4条 教育委員会は、小林家住宅等において次の事業を行う。

- (1) 公開及び維持管理、使用に関すること。
- (2) 重要文化財の保護に資する事業に関すること。
- (3) 村民の教育、文化向上に資する事業に関すること。
- (4) 地域の振興に資する事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの。

(公開)

第5条 小林家住宅等は、公開するものとし、公開期間及び公開時間は、規則で定める。

(使用の承認)

第6条 小林家住宅等を、営利又は公開を目的とする写真、映画等の撮影及び第4条以外の目的で使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。また、承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料等)

第7条 前条に規定する小林家住宅等の使用者は、使用の承認を受けた後、速やかに別表に定める額を教育委員会に納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 すでに納付された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき、又は使用の前日までに承認の取消しをしたときには、還付することができる。

3 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(禁止行為)

第8条 小林家住宅等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気を使用する行為(教育委員会が許可した場合を除く)
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる行為
- (3) 文化財建造物、施設、設備、展示資料等を損傷するおそれがあると認められる行為
- (4) 保存管理に支障があると認められる行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認める行為

2 教育委員会は、前項各号の一に該当する行為をした者については、使用を禁じ、又は退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失により小林家住宅等の施設等に損害を与えた者は、速やかにこれを現状に復し、又は教育委員会が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(指定管理者による管理)

第10条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に小林家住宅等の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により小林家住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、小林家住宅等の公開期間を変更し、若しくは別に定め、又は公開時間を変更することができる。

3 第1項の規定により小林家住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により小林家住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が小林家住宅等の管理を行うこととされた期間前にされた第6条(前項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

5 第1項の規定により小林家住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が小林家住宅等の管理を行うこととされた期間前に第6条(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による承認を受けている者は、当該指定管理者の使用の承認を受けた者とみなす。

(指定管理者の指定の手續等)

第11条 指定管理者の指定の手續き等については、檜原村公の施設の指定管理者の指定の手續き等に関する条例(平成17年条例第18号)の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第12条 教育委員会は、指定管理者に次の各号に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第4条に規定する事業
- (2) 小林家住宅等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 小林家住宅等の使用の承認に関する業務
- (4) 小林家住宅等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (5) その他指定管理者が小林家住宅等の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第7条第1項の規定にかかわらず、第10条第1項の規定により、小林家住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、小林家住宅等の使用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。
- 3 すでに納付された利用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき、又は使用の前日までに承認の取消しをしたときには、還付することができる。
- 4 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、小林家住宅等の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第7条、第13条関係)

施設の名称	使用区分・利用区分	使用料・利用料金
小林家住宅等	1時間	750円